

社会保障と法：社会保障判例研究

未分割遺産として管理していた金員を届け出なかったことを理由として行われた生活保護法78条1項に基づく費用徴収決定、当該費用徴収決定に基づく費用徴収後の繰越金及び就労収入に照らして保護を必要としなくなったとして行われた保護廃止決定がそれぞれ取り消された事例

（東京地裁令和元年9月12日判決
平成29年（行ウ）第541号 生活保護廃止決定処分取消請求事件
平成29年（行ウ）第543号 費用徴収決定処分取消請求事件
裁判所ウェブサイト，判例タイムズ1485号144頁，賃金と社会保障1785号19頁）

太田 匡彦*

I 事実

1 原告に対する保護の開始から原告の父の死亡まで

(1) 平成14年7月22日、港区長から生活保護法（以下、法）に基づく保護の決定及び実施ならびに費用の徴収に関する権限の委任を受けている港区福祉事務所長（以下、処分行政庁）は、原告（当時は長女と同居）に対し、生活保護を開始した。その際、処分行政庁は、原告の届出により、原告の有する金融機関口座として、みずほ銀行、D信用金庫、郵便貯金の各口座を把握した¹⁾。

(2) 平成24年3月7日、原告の父であるIは、Iの所有する預貯金そのほか一切の財産を長女のN及び二女の原告に2分の1ずつ相続させる旨の自筆証書遺言（以下、本件遺言）をした。

(3) 平成25年6月21日、処分行政庁の所管課職員は、原告に対し、「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」（以下、本件説明確認書）の記載内容を読み上げ、原告が署名押印した本件説明確認書の原本を收受し、写しを原告に手渡した。本件説明確認書には、世帯構成員の収入変動はすべて申告する必要がある旨の記載があった。

(4) 平成26年4月29日から5月15日にかけて、原告は、ゆうちょ銀行のI名義の口座（以下、ゆう

ちょI口座）から計375万8000円を引き出し、この引き出した現金の中から、三菱東京UFJ銀行H支店に原告が有していた普通預金口座（以下、本件口座）に同月9日から15日にかけて計305万8000円を預け入れ、ゆうちょ銀行の通常貯金口座（以下、ゆうちょ原告口座）に、同月9日、47万円を預け入れた。この移し替えにつき、原告は、概要、Iから、Iが死亡したら貯金が動かせなくなるので引き出して原告の口座に移しておくよう言われ、ゆうちょI口座から現金を引き出し、Nと相談して、Iの遺産を本件口座に預け入れて管理をすることとしたと供述し、裁判所は、この供述をその根幹部分において信用できるとしている。

(5) ゆうちょ原告口座は、原告の住宅費用等の引落しがされていたところ、上記47万円が入金される前において、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときにその不足分が自動的に貸し付けられている状態となっており、残高はマイナス6万7233円であった。原告は、マイナス状態を解消するため上記47万円をゆうちょ原告口座に預け入れた。

2 原告の父の死亡（相続開始）から処分行政庁による本件口座の把握まで

(1) 平成26年6月3日、Iは死亡した。Iの法定相続人は、妻O、長男P、長女N及び二女の原告で

* 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

¹⁾ 関係者の仮名処理は、裁判所ウェブサイトで公開されているものに合わせる。本稿は、判例タイムズ、賃金と社会保障への本判決掲載前に脱稿した。

あった。

(2) 平成26年10月28日、原告は本件口座から20万円を引き出し、原告の長女の専門学校の入学金支払いに充てた。

(3) ゆうちょ原告口座は、平成26年9月30日以降、残高がマイナスの状態となることが繰り返されていたところ、平成26年11月25日、原告の長女の奨学金199万6326円が振り込まれるなどし、ゆうちょ原告口座の残高は196万1217円となった。同月27日、原告は、同口座から原告の長女の専門学校の学費の支払いとして133万1390円を振り込んだ。また、原告は、同年12月17日、同口座から50万円を引き出し、これを本件口座に預け入れ、同月18日、ゆうちょ原告口座から17万円を引き出し、これと手持ちの現金等を合わせて、本件口座に20万3779円を預け入れた。

(4) 平成26年11月24日、Nは、みずほ銀行M支店のI名義の口座（以下、みずほI口座）を解約し、払戻しを受けた34万7518円を原告に預け、原告は、これをみずほ銀行K支店の原告名義の普通預金口座に預け入れた後、平成27年1月13日これを引き出し、翌14日、そのうち34万7000円を、同月5日以降残高が再びマイナスの状態となっていたゆうちょ原告口座に預け入れた。

(5) 原告は、平成27年5月28日、E信用組合F支店の普通預金口座（以下、E信組原告口座）に証書貸付により29万9600円の振り込みを受け、これと手持ちの現金等を合わせて、本件口座に34万9000円を預け入れた。

(6) Nは、平成27年5月30日付けで、Iの遺産一覧表を作成した。同一覧表においては、預金や年金等の収入から入院費・医療費や葬儀費用等の支出を控除した残額が414万6661円であり、その内訳は通帳391万2513円、現金23万4148円である旨記載されていた。同日時点の本件口座の残高は、391万2513円であった。

(7) 原告は、本件口座から、平成27年6月26日、50万円を、同年8月21日、20万円をそれぞれ引き出し、(8)で述べる金銭移動の後の)同年10月2日、本件口座に70万円を預け入れた。

(8) ゆうちょ原告口座の残高は、平成27年6月29

日以降一貫して残高がマイナスの状態であったところ、原告は、同年8月21日、同口座に16万円を預け入れ、残高がマイナスの状態が解消した。また、原告は、同月26日にも、同口座に4万円を預け入れた。その後、自動引落し等により、同月31日には、同口座の残高は再びマイナスの状態となった。

(9) Iの死後、本件口座には、平成26年7月31日、コープみらいからのIに対する預託金の返還金1279円が、平成27年2月17日、横浜市からのIに対する後期高齢者医療制度の還付金3650円及び介護保険還付金1600円がそれぞれ振り込まれた。

(10) 原告は、平成27年10月13日から同年12月15日にかけて、本件口座から合計391万2000円を引き出し、自宅で保管した。

(11) 平成27年10月20日頃、処分行政庁は原告に対して、申告期限を平成28年1月29日として保有資産の申告を求めた。原告からの申告により処分行政庁は、原告名義の預貯金口座及び残高として、(i) E信組原告口座に残高500円、(ii) 三井住友銀行G支店の普通預金口座に残高672円、(iii) ゆうちょ原告口座に残高1480円を把握した。しかし、原告は、本件口座に関する申告を行わなかった。

(12) 処分行政庁は、平成28年5月31日に、原告に多額の資産がある旨の匿名の投書を受け調査に着手し、同年7月8日までに本件口座の存在及び平成26年1月7日以降の取引状況を把握した。

3 処分行政庁による本件口座把握から訴え提起まで

(1) 処分行政庁は、平成28年7月27日付けで、原告に対し、「原告の預金口座に多額の入金がありながら、これを申告せず生活保護を受給した」ことを理由に、法78条1項に基づき316万1825円の費用徴収決定（以下、本件徴収決定）をするとともに、本件徴収決定に係る徴収金額決定後の繰越金と就労収入により保護を受ける必要がなくなったとして、同年8月1日を以て生活保護を廃止する旨の決定（以下、本件保護廃止決定）をした。

(2) 原告は、平成28年11月30日、東京家庭裁判

所にIの遺産に係る遺産分割調停を申し立てたが、旭分行政庁が平成26年1月7日から平成28年2月22日までの間に本件口座に入金された482万3839円のうち、少なくとも411万8139円（以下、本件金員。本件金員は、平成26年1月7日から平成28年2月22日までの間に本件口座に入金された金員のうち、原告の長女の古本・古着の売却代金等や、近接する時期に払い戻された平成27年10月2日の70万円の預入れ分を除いたものである）を原告の「利用し得る資産」と認定していることが問題となり、遺産分割調停は進まず、原告は同申立てを取り下げた。Oの後見人（弁護士である）及びPは、本件遺言の効力を争っている。

(3) 平成29年1月11日、原告は、I2(10)記載の391万2000円をIの遺産であるとして、原告訴訟代理人の口座に振り込んだ。

(4) 原告は、本件保護廃止決定・本件徴収決定について行っていた審査請求をそれぞれ棄却され、平成29年11月24日、本件保護廃止決定の取消しを求める取消訴訟（第1事件）、本件徴収決定の取消しを求める取消訴訟（第2事件）をそれぞれ提起した。

II 判旨

それぞれの訴えに係る請求を認容。本件徴収決定に係る部分のみ紹介する。

1 本件金員の性質

本件口座への平成26年5月9日から15日にかけての各入金（計305万8000円）は、「原告がゆうちょI口座から引き出した現金を預け入れたものであり、また、Iの死後、本件口座には、コープみらいからのIに対する預託金の返還金並びに横浜市からのIに対する後期高齢者医療制度の還付金及び

介護保険還付金がそれぞれ振り込まれている」。また、原告の行った諸口座間での預け入れ・引き出しの態様からすると、「原告は、Iの財産を原資とする金員を自己のために使用するなどしたことがあったものの、最終的には、使用するなどした額に相当する金員を本件口座に預け入れている」。加えて、Nが平成27年5月30日付けで作成したIの遺産一覧表における通帳の残額391万2513円と同日時点での本件口座の残高は一致しており、原告は平成29年1月11日、原告訴訟代理人の口座に同額をIの遺産として振り込んでいる²⁾。これらの点からすると、原告は、「ゆうちょI口座から引き出した金員、Nから預けられたみずほI口座の解約金及び本件口座に振り込まれたIに対する還付金等をIの遺産として管理すべきものと認識し、一部流用することはあったものの、最終的には流用額に相当する金員を本件口座に預け入れ、Iの遺産の預貯金等相当額をIの遺産として本件口座で管理していたものと認めることができる。」

「Iの遺産について、遺産分割協議等が成立していないこと」、原告が「流用した金員はIの遺産として預金を管理していた本件口座に全額戻していること、原告とIの長男Pの仲は悪かったこと……、……Oには弁護士が後見人に選任されており、……後見人の職責に照らし、同後見人が原告によるIの遺産の生活費等への流用を容易に容認するとは考え難いことからすれば、原告は、Iの相続人全員から、Iの遺産として管理していた預金等を一時的に利用することにつき同意を得ていなかったものと認められる」。「したがって、Iの財産を原資とする本件金員は、原告名義の本件口座の預金となっており、金融機関との関係では原告が引き出すことが可能なものではあったものの、Iの相続人との関係では、遺産の性質を有するものであり、原告において活用することができない

²⁾ 裁判所ウェブサイトに掲載されている判決文（以下、判決文）21頁では、「平成27年10月13日から同年12月15日にかけて、本件口座から合計391万2000円を引き出し、自宅で保管した後、平成29年1月11日、これをIの遺産であるとして、原告訴訟代理人の口座に振り込んだ」とあり（なお本判決の別紙3として付された本件口座の取引推移一覧表により [LEX/DB: 25581430で参照可能]、本註引用部記載期間に本件口座から引き出された額が391万2000円であることは確認できる）、他方で、本註に対応する本文にあるように、391万2513円が原告代理人の口座に振り込まれたとも記載している（判決文25頁）。手持ちの現金を加えて原告代理人口座に振り込んだものと思われる。この部分は、控訴審判決でも変更されていない。

ものであった」。

2 本件金員が原告の「利用し得る資産」に当たるか

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるが（法4条1項）、一方で、法は、同項の規定にかかわらず、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとしており（同条3項）、これは、同条1項にいう利用し得る資産等がある者であっても、それを現実に活用することができないなどの理由により、保護の必要が急迫していると認められる場合には、本来的な保護の受給資格を有するとはいえないものの、例外的に、保護を受けることができることとしたものと解されることからすれば、同項にいう「利用し得る資産」には、現金等直ちに活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われるなどの理由により、直ちに現実に活用することが困難であったりする資産も含まれるというべきである。

そして、未分割遺産の預貯金について、生活保護を受けている相続人は、計算上具体的相続分が存在する限り、権利を放棄しなければ一定の遺産を相続することができるのであるから、その限度では、法4条1項の「利用し得る資産」を有するものといわざるを得ない。

そうすると、本件遺言の効力を措くとしても、原告には、Iの相続について、計算上一定の具体的相続分はあるものと考えられ、少なくともその限度においては、Iの死亡日において、「利用し得る資産」を有するに至ったというべきである。」

3 原告が法78条1項の要件を満たすか

法61条が収入等の変動について「届出義務を定めているのは、保護の実施機関が被保護者の生計の状況等を把握し、保護の適正を図るためと解され、被保護者の収入の届出は、保護の実施機関が被保護者の収入をありのままに把握できる内容で

あることが必要であるからである。したがって、被保護者が同条に基づき届出義務を負う収入とは、現実に増加している金銭等であれば、その種類や原因は一切問わず、後日、保護の実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものをも含むものと解すべきである。

そうすると、本件金員を含め、Iの財産を原資として本件口座に入金された金員は、被保護者である原告が法61条に基づき届出義務を負う収入に当たるといわざるを得ない（なお、遺産については、調査を要し、詳細が判明していないこともあり得るが、判明している限度で届出をすれば足りるものと解されとしても、このことは上記判断を左右しない。）。しかるに、原告は、処分行政庁から本件口座について調査を受ける前に、処分行政庁に対し、Iの未分割遺産である預貯金を原資とする本件口座への入金について、何ら届出をしていないから、法61条の届出義務を果たしていないことになる。」

「しかしながら、Iの財産を原資とする本件金員は、金融機関との関係では原告が引き出すことが可能な預金ではあったものの、Iの相続人との関係では遺産の性質を有するものであり、「未分割遺産の預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものではなく、遺産分割の対象となるものであるから、相続人全員の合意がない限り、払戻しをすることもできないし、相続人の1人が活用することもできないものである。そうすると、未分割遺産の性質を有する預貯金があり、それを現実に活用することができれば、生活保護を受けている相続人の保護が廃止されるべき場合であっても、相続人全員の合意が得られないときは、生活保護を受けている相続人が当該預貯金を現実に活用することができない場合に当たるものというべきである。」

「原告は、Iの未分割遺産の性質を有する財産につき、一定の「利用し得る資産」を有していたものの、これは直ちに活用することのできるものではなく、原告は本来的には法4条3項により急迫した事由がある場合に必要な保護が行われるべき状況にあり、遺産分割協議等が成立するなどしてこ

れを現実に活用し得るようになった時点で法63条により費用返還義務を課され得るにすぎないものというべきである。このことに加えて、ほかに特に増加した資産も見当たらないことを併せて考慮すれば、Iの未分割遺産の性質を有する財産の存在によって、原告の保護の受給の可否に影響が生じるものではないといえる。

そうすると、原告は、処分行政庁に対し、Iの未分割遺産に係る「利用し得る資産」について届出をしていないものの、このことをもって、法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたということはできないと解するのが相当である。したがって、法78条1項に基づく本件徴収決定は違法である。

Ⅲ 評釈

判旨に賛成する。

1 検討の対象

本件徴収決定に関する本判決の判断は、次のようにまとめられよう。本件金員は、原告の管理していた未分割遺産であり、具体的相続分の限度で原告の「利用し得る資産」に該当し、これを保護の実施機関に届け出なかった義務違反を原告に認めうるものの、本件徴収決定時において本件金員は活用できない状態にあり、原告の届出義務違反を伴う保護受給を以て法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとは言えない。以下では、①本件金員を法4条1項との関係においていかなる性格のものにとらえるべきか、②法61条の届出義務違反を肯定できるか、③法78条1項の定めのうちいかなる要件を欠くために同項該当性が否定されたかにつき、本判決の判断を検討する³⁾。

なお、東京高裁（令和元年（行コ）第248号）

令和2年11月19日判決⁴⁾は、被告からの控訴を棄却した。

2 本件金員の性質決定

(1) 判決の指摘する3つの性質

本判決は、本件金員の性質につき3点、指摘している。第1に、本件金員は、相続人の一人でもある原告が管理していた未分割遺産である。第2に、未分割遺産について原告が相続人として有する具体的相続分が、少なくともその限度で「利用する資産」に該当する。第3に、本件金員は「活用すること」ができない状況にあった。

(2) 原告の管理していた未分割遺産

(i) 本件金員は原告の管理していた未分割遺産であるという認定の検討に先立って、相続財産（遺産の語と互換的に用いる）としての銀行預金の取扱いに関する最高裁の立場に触れておくことが便宜であろう。最高裁は、本件徴収決定・本件保護廃止決定がなされた後しばらくの最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁（以下、最高裁平成28年決定）において、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とし、それまでの判例を変更した。本判決の「未分割遺産の預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのではなく、遺産分割の対象となる」という判示は、これを踏まえている。

他方、Iが原告に行った、自らの口座から預金を引き出す許可は、銀行預金は「相続開始と同時に各相続人の相続分割合に応じて当然に分割され、各相続人は単独で、その分割額につき銀行に払戻しを請求できる」という変更前の判例の立場に従わず、「相続預金の払戻しの請求は相続人全員で共同してすることを要する」としてきた銀行実務

³⁾ 保護廃止決定は、本件の事実関係の下、本件徴収決定が以上の理由で違法とされてしまえば、当然に違法となると考えられる。なお、本判決の紹介・検討として吉永（2021）がある。

⁴⁾ 控訴審判決については、島村暁代立教大学准教授のご尽力により、原告側代理人であった木村真実弁護士から提供を受けた。記して謝意を表す。なお、本稿脱稿後、控訴審判決は賃金と社会保障1785号34頁以下に掲載された。また同14頁以下には木村弁護士及び古田理史弁護士による紹介がある。

に対処するためのものである⁵⁾。

(ii) もっとも、Iの行為は、困難を引き入れるものであった。仮に、Iの遺産をなす預貯金がI名義の口座に留めおかれていたならば、当該預貯金を原告が活用できないことを容易に認定できたと考えられるからである。相続人の一人である原告が自分名義の口座で本件金員を管理していたため、原告が本件金員をIの遺産として相続人全員のために管理しているに止まるか、本件金員がIの遺産であるとしても、それを横領的に抱え込み自らの取り分を確保しつつ自らの生活に充当しているかが、確かに不分明となりやすい。本件の問題が生じた根本的原因はここにある。

しかし、相続財産の管理を常に第三者に委ねることは求め得ず、相続人が管理する場合も当然に生じる。相続人自ら管理する場合、相続人の中から管理者が出るとともに、ほかの相続人が管理者たる相続人の行動をチェックする形でその管理の適正を図ることになる⁶⁾。したがって、相続人の一人である原告が管理していたことだけで未分割遺産の性質が失われるわけではない。未分割遺産を管理しているに止まるか否かは、管理者かつ相続人たる原告、ほかの相続人、被相続人の債権者・債務者等、相続財産の関係者の行動に依存する。

(iii) それでは、本件金員について、原告が管理しているに止まる未分割遺産と性質決定することを支えた事実はいかなるものだったろうか。

第1に、Iの遺言、口座から引き出す許可は、この性質決定と微妙な緊張を持つ。その内容に照らし、Iの遺言は、Iの預貯金と実質的には等しい本件金員が本件口座にある状態をもって、原告は遺

言に従い管理しているだけであるとの認定を支えよう。しかし同時に、Iが、自分が死ぬと自らの預貯金を引き出せなくなることを不都合と考え、原告に引き出しを許した理由が問題となる。この不都合を原告にとってのそれと考えると、I自身は、自らの預貯金を一時的に原告が自己の生活費に充てることを黙認していたのではないかとも思われる。しかし、現にIの遺言の効力が争われた点にも鑑み、この不都合はやはりIにとってのそれであり、自己の遺言が実現されなくなることへの危惧から引き出しを許したとも解せる。このような状況で、原告が、自分にはIの遺産たる預貯金を遺産分割まで管理することが委ねられただけであると解釈し、それに従って行動したのであれば、本件金員を未分割遺産として管理されていたIの遺産と評価することも適切であろう。

第2に、原告が実際に行った管理態様につき、「Iの財産を原資とする金員を自己のために使用するなどしたことがあった」点が大きな問題となる。自分名義の口座で管理したことと併せ、保護の実施機関に多大の疑いを生じさせる行動であった。しかし、本判決の認定を支持してよからう。まず、原告が、Iの遺産を原資とする金員を一部自己のために使用したことがあったとしても、その使用に係る金員をすべて本件口座に戻している点は、評価の出発点として良い。Iの遺産を自分の金にする意識を窺わせない事実として重要である。確かに、流用した事実自体はなくなる。しかし、流用の期間は本判決の指摘するように比較的短期に止まり、中途の時間的利益——信用を別に受けていれば負った筈の利子がないことによる受益——も少ない。また、最終的には、E信組

⁵⁾ 参照、金子 (2014), pp.729-730 (本文引用部も)。

⁶⁾ 本稿は、相続財産の相続人による承継をいかなるプロセスで行うべきか議論するものではない。このプロセスについては、例えば金子 (2014), pp. 737-755の提案を参照 (前提をなす研究として金子 (2001, 2002, 2003, 2004))。本文の叙述は、共同相続の下で穏当な遺産承継を行おうとするならば、遺産を管理するという中間かつ独立の段階が必要となるはずだという程度の言明に止まる。本文で想定した管理者が立たず相続人間での奪い合いとなり、遺産分割協議成立前に相続人の一人たる被保護者が遺産の一部を押さえ自己の生活に充てた場合——残念な相続プロセスだが——、当該部分を収入認定することに問題はない。このことは、正確には本判決の射程外だが、自己の口座で管理していることを前提に、本件金員の性質を“管理しているに止まる未分割遺産”と性質決定して (それを論じることが必要だと考え)、「活用すること」ができないとしたのだから、本判決も前提にしていると理解して良いだろう。

から正式の信用を受けている。つまり、遺産から不透明な信用を得続けようとはしていない。以上のことは、危ない瞬間があったものの、遺産を遺産として管理しているに止まるという評価を支える。さらに、赤字残高の存在、入学金の必要など、Iの財産を原資とする金員を流用する緊急の必要を感じやすい状況であったこと、また入学金についてはすぐ後に奨学金が入金されることを予測できたことも、本件口座に後に金員を戻していることを重視して流用が短期間に止まると評価し、本件金員を原告が管理しているに止まる未分割遺産と認定することを許す事情として考慮されたと解される⁷⁾。もっとも、本判決で大きくは争われていないものの、平成27年10月から約一年間、原告訴訟代理人の口座に振り込むまで現金として手許で管理していたことは、非常に問題であった。短期の流用を疑わせ、また、本件口座の不申告と相俟って、保護の実施機関に対する発覚を妨げようとする意図を疑わせるからである。しかし、現金として管理していた金員からの流用を証明する責任は行政が負うであろうし、原告訴訟代理人の口座に「Iの遺産の預貯金等相当額」を振り込めたことは、大きな流用がなかったと推測させる事情であろう。

第3に、原告を圍繞する人的関係は、本判決の認定を支える。Iの遺言内容に照らせば、口座から引き出す許可は、遺産管理を原告に委ねる趣旨が基本である。また、原告に遺産の管理を委ねて信頼しつつ、財産目録を作り監査を行うNも存在した。このNの信頼と監査は、原告が本件金員を横領的に利用しているのではなく、遺産管理しか

行っていないことを担保する機能を持ったと考えられる⁸⁾。加えて、本件金員が管理される口座は、Iの関係者にはオープンであった。Iの遺産を構成する金員がN以外からも直接振り込まれている。さらに、原告・Nと対立するOの後见人たる弁護士やPの存在は、Iの遺産のあり方についてチェックする関係者がさらに存在し、原告がNと意を通じても不透明な行動を取ることを妨げる関係が存在したことも示す。

(iv) 以上からすれば、本件口座に管理されている本件金員はIの遺産であり、原告はそれを管理していたに止まると認定することは不合理ではない。確かに、原告は本件口座を届け出していない。しかし、保護の実施機関が本件口座を認知していても、本件金員の原資が変わるわけでも、原告の管理態様・原告を圍繞する人間関係が変わるわけでもない。保護の実施機関が認知していなかったことは、原告の管理していた未分割遺産という本件金員の性質決定には無関係の事実と評価される。

(3) 未分割遺産の「利用し得る資産」該当性と その範囲

では、原告の管理していた未分割遺産たる本件金員は、法4条1項にいう「利用し得る資産」に該当するか。判旨に引用した本判決の立場は、後述の最判昭和46年6月29日民集25巻5号650頁を踏まえたものであり、妥当であろう⁹⁾。

本判決は、未分割遺産たる預貯金について、相続人は計算上具体的相続分が存在する限り、少なくともその限度では原告は「利用し得る資産」を

⁷⁾ 判旨には引用しなかったが、本判決は、使用した「金額、用途等を考慮すると、全体としてみれば、原告が保護基準を上回る生活を享受したということとはできない」と述べており（判決文28頁）、これは、以上の点を最終的に確認するものであろう。

⁸⁾ 巨視的にみれば、原告とNは、ほかの相続人O、Pと対立し、相互に連帯する立場にある。しかし、だとしても、原告とNは、流用を見逃してもらうことを期待する、流用を見逃すといった関係ではなかったことになる。本件金員と原告との関係を本判決のように理解するにあたっては、Nの存在が決定的な意味を持ったと考えられる。

⁹⁾ 法4条1項にいう「利用し得る」の意義につき、立案者は「資産についていえば、現実使用、収益、処分の権能を持つていること」としているものの、「その他あらゆるもの」について、「現実には資産になつていないが一挙手一投足の労で資産となし得るもの、例えば、確認を受けていない恩給権はこれに当たる」としており（小山（1951）、p.121）、「資産」と「その他あらゆるもの」の仕分けが現在の下級審・行政実務と異なっていた可能性が認められるとはいえ、法4条1項に基づき「利用し得る」とされる財産の範囲、その取得時の判断等について、現在の下級審・行政実務とそこまで異なることを考えていたわけではないと思われる。

有するとする。相続財産のうち相続人に帰属する財産の割合（部分）を考えると、この判断になるとは考えられる。これにより被告行政の主張を否定した点は、遺産分割を進行させる機能を持ちえ、この点が重要かもしれない。しかし、本件費用徴収決定の適法性との関係では、次に検討する、本件金員は「活用すること」ができない資産であるという認定こそがレレヴァントである。

(4) 未分割遺産の活用可能性

本判決は、未分割遺産の預貯金は遺産分割の対象となることから、相続人全員の合意が認められない本件では、原告は本件金員を現実に活用することができないとする。最高裁平成28年決定・銀行実務を前提とすれば、そうなる。同時に、原告がIの死亡日において「利用し得る資産」を有することになったとしても、現実に活用することができない場合、法4条3項に基づく急迫保護の対象となり、「遺産分割協議等が成立するなどしてこれを現実に活用することができるようになった時点で」法63条に基づき費用返還義務が課せられ得るという本判決の議論は、前掲最判昭和46年6月29日が、存否・範囲の争われている損害賠償請求権と生活保護法4条、63条との関係に関して行った判示を踏まえている¹⁰⁾。

行政実務も、以上の立場を共有していると考えられる¹¹⁾。すなわち、生活保護手帳別冊問答集は、「被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合」における「法63条に基づく返還費用の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続

人死亡時以後に支給された保護費について返還請求の対象とする」としている¹²⁾。ここでは、返還費用算定に係る始期を被相続人死亡時とすることに主眼があるけれども、「遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として」という記述に照らし、遺産分割手続終了後にはじめて返還請求を行えることは前提になっている。したがって、本判決の判断は、原告が本件金員を未分割遺産として管理していたに止まること、遺産分割が成立していないことを認定されてしまえば、行政としても否定できない帰結であつたろう。

3 法78条1項該当性否定の論理

(1) 法61条の解釈

法61条の届出義務の範囲に関する本判決の解釈も支持して良いだろう。収入認定の対象とするか否か、資産活用を求めるか否かを適切に判断するためには、収入認定の対象とならない収入、資産活用の対象としない資産も含めて「生計の状況」の変動を届け出てもらふ必要があり、本判決の立場は、基本的に正当である¹³⁾。

とりわけ未分割遺産である本件金員については、原告が相続分を有すること、自分名義の口座で管理していることいずれに照らしても届け出るべきであった。前者の点は、資力の発生という観点から届出の必要性を基礎付けるし、後者の点も、自分名義の口座の出入金は通常、自らの生計の状況を示すことを考えると、収入認定除外によりその性格を明確にし¹⁴⁾法78条1項の「不正な手段」該当の疑いを払拭するためにも、届出が必要である。それ故、本件で原告に法61条の届出義務違反を認めることは適切である。

¹⁰⁾ 被保護者の遺留分減殺請求権行使による金員取得との関係で「利用し得る資産」の取得時点を論じたものとして、横浜地判平成31年1月16日判例自治455号65頁がある。この判決は、訴訟上の和解において被保護者が得た金員を遺留分減殺請求権行使の結果であると認定した上で、この金員を「利用し得る資産」として取得した時点を相続開始時とした。

¹¹⁾ 処分行政庁は、届出のあったことが必要と考えたのかもしれない。しかし、これは、不用意な判断であった。III3 (2) を参照。

¹²⁾ 生活保護手帳別冊問答集 (2021) 問13-6 (引用部はpp.424-425)。

¹³⁾ 立案者の解釈も同様である (小山 (1951), p.642)。

¹⁴⁾ これにより、被保護者の生活に充当すべき金銭でないことを保護の実施機関も認識することになる。

さらに、分割前相続財産について未確定であれ相続分を有することは、単独で届出義務を基礎付けると考えるべきであろう¹⁵⁾。すなわち、仮にNがIの預貯金を管理していた場合、I名義の口座にそのまま預貯金が残されていた場合も、原告には届出義務が生じていたと考えるべきであろう。その範囲・額は未確定であるにせよ、「利用し得る資産」を構成する相続財産持分を相続開始により取得した以上、「生計の状況について変動が」あったと考えられ、また、法63条に基づく費用返還を予定した生活保護に切り替わった時期、遺産分割成立を踏まえて費用返還命令を行ってよい時期は、相続財産を被保護者自身が管理しているか否かにかかわらずからである。

(2) 法78条1項にいう「不正な手段」該当性、それにより「保護を受け」たことの該当性

もっとも、本判決は、原告の届出義務違反が法78条1項の「不正な手段」に該当するか否かは判断せず、むしろ、本件金員の存在によって原告の保護受給の可否（及びさしあたり額についても）に影響が生じないことに着目し、届出義務違反によって「保護を受けた」という関係にないとして法78条1項に基づく費用徴収決定は行えないとする論理を示したと解される。これは、本件金員が未だ活用できないことから、現時点では、法63条の費用返還命令によることも含めて保護費の「取り戻し」を行う原因がないという思考であろう。これは、本件金員の理解からすれば素直な、あるべき理解・構成である。

4 残された問題

(1) 生活保護法上の問題

(i) 本件は、共同相続のケースであった。これに対し、被保護者が単独相続する場合、遺産分割

を觀念する必要がなく、現在の法状況では、「利用し得る資産」を取得したものの「活用すること」ができないという段階が明確には表れない、または極小化される可能性が高い。ただし、これも本判決の射程内の事態であり、遺産を「活用すること」ができない段階が縮減される結果、本判決の認定した状況が生じにくいということではかない¹⁶⁾。

(ii) 最高裁平成28年決定を受けて、平成30年法律72号は民法909条の2、家事事件手続法200条3項を新設し、特に前者は、一定の限度内で相続人が遺産分割前に相続財産を構成する預貯金債権を単独行使することを認めた。

民法909条の2に基づく単独行使を相続人たる被保護者が自発的に行った場合、これにより取得された金銭は収入認定されて良いであろう。「利用し得る資産」を実際に活用したと言えるからである。では、相続人が単独行使しない場合に、保護の実施機関が同条に基づき単独行使できる上限額まで相続開始時から活用可能な資産であるとして収入認定できるか。民法909条の2は単独行使を積極的に求めている訳ではなく、また、単独行使を行っても行わなくても、遺産分割により定まった具体的相続分として認定できる収入（資産）は変わらないから¹⁷⁾、単独行使できる上限額を相続開始とともに収入認定させる必要はないと思われる。

(2) (市) 民法上の問題

本件において、原告は、本件金員を未分割遺産として管理しており、遺産に対する相続分の限度で「利用し得る資産」を有するけれども、「活用すること」ができる状態にはないと認定された。我々は、この状態を的確に表現する法学上の概念を日常的に有しているだろうか。

¹⁵⁾ ただし、後註18も参照。

¹⁶⁾ 本判決の射程につき、前註6も参照。

¹⁷⁾ 相続財産が債務超過でないこと、被保護者が相続放棄を行わないことが前提である。最高裁は、相続放棄について詐害行為取消権の対象とならないとしており（最判昭和49年9月20日民集28巻6号1202頁。民法424条2項も参照）、同判決が示す議論とのバランスを考えると、生活保護法の定める資産活用原則を基礎に、被保護者による相続放棄が制限される、あるいは無効となると現行法を解釈することは、おそらく妥当を欠く。立法による対応を図る必要があるかの検討は、機会を改めたい。

本件で問題となった状態を、原告が本件金員を自己の支配下で管理していることから、占有しているとだけ理解すると、管理しているだけで自らの生活に充当していない状態と、自らの生活に充当できるものとして支配・利用している状態との区別がつかない。本件での処分行政庁の行動は、今述べた区別をする日常的な意識、その意識をもたらす概念が一般的でないことの反映ととらえられる。

加えて、Iの遺産を構成する個々の財産に対する関係と、Iの遺産全体に対する関係を分けて観念できる。仮にIが別に土地も保有しており、遺産を構成するこの土地をNが管理したと想定しよう。この場合、III3(1)で述べたところからすれば、原告は、自らの管理する本件金員だけでなく、土地・預貯金等からなる遺産全体に対する相続分の存在も保護の実施機関に届け出る必要がある。後者の届出義務を基礎付けるものは、原告だけが本件金員との間に有する関係とは別の、ほかの相続人(N, O, P)と同質の、Iの遺産全体に対して原告が有する関係である。この二種の関係は互いに異なり、それぞれが届出義務を基礎付けている¹⁸⁾。

民法が、これらの関係を区別して把握するための概念を持っていないとは言えない。端的な占有と区別される、ローマ法における資産占有(bonorum possessio)、最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁を手掛かりに議論される管理占有といった概念は¹⁹⁾、原告と本件金員との関係をとらえるために、一定の役割を果たす可能性がある。しかし、現在これらの概念が確立した理解の下で広く用いられているとも言い難く、本稿がここで行った議論自体が示すように、生半可な議論は火傷を招く危険がある。したがって、本判決が、未

分割遺産の管理という(市)民法とも交錯する問題を取扱いながら、徹頭徹尾、法4条1項にある概念だけ——「利用し得る資産」か否か、「活用すること」ができるか否か——用いて議論したことは、手堅く賢明であった。しかし、同時に、民法上の一般的法概念との接続を切ったまま、人と物との関係(被(要)保護者と資産との関係)を把握するための理解を生活保護法の世界の中だけで構築・維持できるだろうか。市民法に見られる一般的法概念と接続させず生活保護法に閉じこもって議論し続けなければならないとすれば、それはかえって悲劇なのではないか。だとすれば、本件は、法学者一般に伝えられる必要がある。本件は、それに値する事件として、生活保護法に止まらない、法学一般に関する意味も含んでいると思われる。

参考文献

- 金子敬明(2001, 2002, 2003, 2004)「相続財産の重層性をめぐって(1)～(5)」『法学協会雑誌』Vol. 118, No. 11, pp.1-48, Vol. 119, No. 1, pp.78-146, Vol. 120, No. 9, pp.66-115, Vol. 120, No. 11, pp.62-107, Vol. 121, No. 6, pp.1-80。
 ———(2014)「相続財産論」, 吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』, 商事法務, pp.727-755。
 木庭 顕(2018)『現代日本法へのカタバシス(新版)』, みすず書房。
 小山進次郎(1951)『生活保護の法の解釈と運用(改訂増補)』, 中央社会福祉協議会(1975年復刻, 全国社会福祉協議会)。
 生活保護手帳別冊問答集(2021)『生活保護手帳別冊問答集(2021年度版)』, 中央法規出版。
 吉永 純(2021)「未分割遺産の一部を一時流用した場合について、不正受給と認めなかった判決」, 『公的扶助研究』, No. 260, pp. 38-40。

(おおた・まさひこ)

¹⁸⁾ 具体的相続分が未確定の段階でも届出義務が生じる根拠は、未確定であれ相続財産に対する持分を相続開始により取得したことにさしあたりは求めうるだろうが(前註15に対応する本文)、未確定でも相続開始時に届出なければならないことを基礎付ける要素をさらに考えると、ヨリ精確には、具体的相続分のあり方に依存しない、被相続人の遺産全体に対して有することになったほかの相続人と同質の関係に求めるべきであろう。

¹⁹⁾ さしあたり日本法に即して木庭(2018), pp.81-89(特にpp. 84-86, pp. 88-89), pp.234-235を参照。端的な占有について同書, pp.216-223も参照。